

E i w a N e w s

立替金に係るインボイス対応他について

令和5年5月
(No. 214)

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。

今回は、立替金に係るインボイス対応やインボイス導入に伴う法人税等の経理方式、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)についてご紹介いたします。

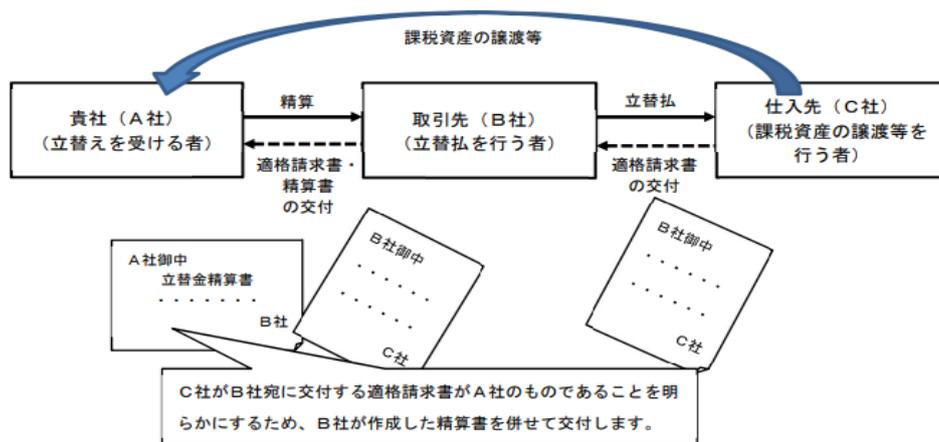
[1] 立替金に係るインボイス対応について

インボイス制度の実施後は、簡易課税制度の選択をしている場合を除き、仕入税額控除を行うためには、原則として仕入先が発行した適格請求書(インボイス)の保存が必要となります。

自社の経費を取引先が立替払する場合、取引先宛に交付された適格請求書をそのまま受領したとしても、その請求書等をもって適格請求書とすることはできません。立替払を行った取引先から立替金精算書等の交付を受け、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります。

ただし、3万円未満の公共交通機関等、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当する場合は、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

【立替金の取引図】



[2] 同一事業年度中に免税・課税の両期間が併存する場合に事業年度を通じて「税抜経理方式」を適用した場合

インボイス制度の開始が令和5年10月1日であるため、同日以後に課税事業者(インボイス発行事業者)となり、事業年度の中で免税事業者でなくなる場合が考えられます。

このような事業年度においては、その事業年度の全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式を統一的に適用することができます。

税抜経理方式を適用する場合、免税事業者の期間中は、取引の対価の額と消費税等の額を区分します。ただし、課税所得金額の計算上、区分されるべき消費税等の額は零とし、事実上税込経理方式と同様の方式により課税所得金額を計算します。

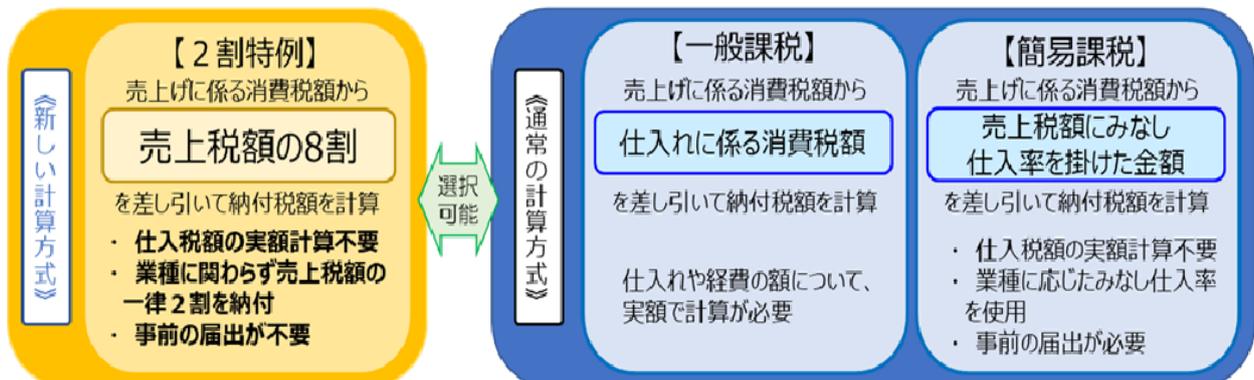
[3] インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)について

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とすることができます。(いわゆる2割特例です。)

2割特例はインボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象となるため、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月または3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、対象とはなりません。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

この2割特例は、一般課税・簡易課税と選択が可能です。本特例の適用にあたっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。



また、2割特例を適用しても申告した翌課税期間において継続して本特例を適用しなければならないといった制限はなく、課税期間ごとに2割特例を適用して申告するか否かについて判断することができます。

免税事業者が登録申請書と共に簡易課税制度選択届出書を提出した場合でも、2割特例は適用できます。(簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はありません。)

登録申請書と共に簡易課税制度選択届出書を提出しているが、申告時に2割特例と一般課税を選択適用したい場合は、登録日を含む課税期間中に取下書を提出することで、その届出を取り下げることが可能となります。なお、取下書の書式は定められておりませんので、任意の様式で提出することとなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。